

令和6年度玖波駅西口駅舎用地における飲料自動販売機設置事業者募集要項

この要項は、玖波駅西口駅舎用地において、飲料自動販売機を設置するための事業者を公募するために定めるものです。

1 目的

駅舎利用者又は地域住民の利便性の向上を図り、市の自主財源の確保及び設置事業者選定手続の公平性や透明性を高めるため。

2 公募参加事業者

公募に参加できる事業者は、飲料メーカー、ベンダー企業及び飲料水を扱っている業者とします。

3 提示条件

(1) 設置場所及び台数（「設置場所図面」参照）

駅舎出入階段横 1台

※ 売上手数料上位1位の事業者指定場所に設置していただきます。

(2) 設置期間

令和6年4月1日から令和9年3月31日まで

※ 使用許可は年度毎とし、上記期間中は特別の事情がない限り、更新を行うこととします。

(3) 選定方法

売上手数料率（売上高に対する売上手数料の割合）により、上位1者を設置事業者とします。

※ 売上手数料を提示した事業者が上位2者以上の場合には、くじ引きにより1者を決定します。

(4) 費用負担

設置事業者には、次の費用を負担していただきます。

ア 駅舎用地使用料

1台あたり 年額2,300円（1年未満の端数がある場合は、月割り計算します。）

※ 上記料金は令和5年4月時点、自動販売機及び空容器回収箱の合計使用面積を1.3㎡で算出した場合による。

イ 電気料金

実費負担とします。個別メーターを設置していただきます。

ウ 売上手数料率

設置事業者からの提示によります。売上手数料率はパーセント表示とし、小数

点第1位以下までの表示とします。

エ 設置費

電気工事等、設置にかかる費用

オ 原状回復費用

設置期間終了後、原状回復にかかる費用

カ その他

その他、設置及び運用にかかる全ての費用

(5) 禁止事項

ア 酒類を販売してはならない。

イ 事業者は、当事業に関する一切の権限を転貸、又はその使用权を担保に供し、若しくは譲渡してはならない。

4 自動販売機等の仕様について（すべての項目に対応できないと選考されません。）

(1) 設置する飲料について

飲料は、びん、缶、ペットボトルの容器のものとしします。

(2) 自動販売機の大きさについて

幅120 c m、奥行き75 c m、高さ190 c m程度の一般的な大きさの自動販売機としてください。

(3) 設置にあたっての耐震対策について

アンカー止めを行わない方法で、耐震対策を行ってください。

(4) 省エネタイプのノンフロン対策機（同等可）の自動販売機としてください。

(5) 空容器回収箱の設置、空容器の回収、周辺の清掃について

回収箱を用意し、空き容器の回収、周辺の清掃を行ってください。回収箱の大きさは任意（一般的な大きさ）とし、素材は不燃性のものにしてください。

※ 空容器回収箱数及び空き容器の回収等については、設置事業者に別途ヒアリングさせていただきます。

(6) リサイクル等について

回収した空容器はリサイクルしてください。

(7) メンテナンスについて

商品補充、品質管理、売上金回収、つり銭補充、故障・盗難時の対応（即時対応）、修理、保守、点検等、設置及び管理運営にかかるすべてのメンテナンスを行ってください。土日祝日についても、商品補充、つり銭補充、故障・盗難時の対応等のメンテナンスを行える体制としてください。

(8) 売上の管理方法について

正確な売上料金及び販売数等の管理を行ってください。

5 参考

- (1) 玖波駅西口駅舎の令和4年度年間利用者数 約32万人
- (2) 既存自動販売機の令和4年度年間売上本数 8,366本

6 提出書類について

- (1) 別紙「玖波駅西口駅舎用地における飲料自動販売機設置参加申請書」に記載してください。

ア 書式

用紙はA4とします。

イ 記載内容

次の項目について、必ず記載してください。

- ・設置事業者名、住所、代表者職氏名、代表者印、担当者氏名
- ・売上手数料（売上高に対する料率）
- ・「4 自動販売機等の仕様について」(1)～(8)の各項目について、具体的に対応方法を記載してください。

- (2) 商業登記簿謄本

- (3) 主たる事務所の代表者の印鑑証明書

- (4) 提出期限

令和6年2月9日（金）必着

※ただし土日祝を除く8時30分から17時15分まで（正午から午後1時までを除く。）

- (5) 提出方法

大竹市役所市民生活部自治振興課まで持参または郵送（簡易書留とする）で提出してください。

7 開札日

令和6年2月13日（火）

8 無効な応募等

- (1) 次のいずれかに該当する応募は無効とします。

ア 不正行為による応募

イ 参加申請書（添付書類を含む。）に虚偽の記載や不備があるもの

ウ その他募集に関する条件等に違反した応募

- (2) その他

ア 提出した書類は、書き換え、引き換え又は撤回をすることができません。ただし、

大竹市市民生活部自治振興課から補正を求められた場合は、この限りではありません。

イ 設置予定事業者を公正に選定できないなど、特別な事情があると認めるときは、選定期を延期し、又は取り止めることがあります。

9 設置予定事業者の決定取消し等

(1) 次のいずれかに該当する場合は、設置予定事業者としての決定を取り消します。

ア 応募の提案内容に虚偽の報告があったとき

イ 著しく社会的信用を損なう行為等により、設置事業者として相応しくないと大竹市市民生活部自治振興課が判断したとき

(2) 前述の(1)により、設置予定事業者の決定を取り消したとき又は設置予定事業者が契約を締結しないときは、市幹部職員の審査において次点の者と交渉を行います。

10 その他

(1) 応募された事業者に対して、別途ヒアリングさせていただく場合があります。

(2) 選考結果については、大竹市ホームページに掲載します。

11 担当（提出・問い合わせ先）

〒739-0692 大竹市小方1丁目11番1号

大竹市役所 市民生活部 自治振興課 担当：村山

電子メールアドレス：jichishinko@city.otake.hiroshima.jp

電話：0827-59-2142